

労務通信

2017.9月号

最低賃金引上げ額は「平均 25 円」で過去最大の上げ幅に！

◆引上げ額は全国平均で 25 円に

7月27日に開催された厚生労働省の第49回中央最低賃金審議会において、今年度（平成29年度）の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました。引上げ額の全国加重平均は25円（昨年度24円）、改定額の全国加重平均額は848円（同823円）となっています。



◆全都道府県で 20 円を超える目安額に

各都道府県に適用される目安のランクは以下のようになっています（都道府県の経済実態の応じ、全都道府県を ABCD の 4 ランクに分けて、引上げ額の目安を示しています）。

【各都道府県に適用される目安】

- ・A ランク（引上げ額 26 円）…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の 6 都府県
 - ・B ランク（引上げ額 25 円）…茨城、富山、長野、静岡、京都、広島など 11 府県
 - ・C ランク（引上げ額 24 円）…北海道、宮城、群馬、新潟、岐阜、山口など 14 道県
 - ・D ランク（引上げ額 22 円）…青森、岩手、福島、鳥取、長崎、鹿児島、沖縄など 16 県
- 全都道府県で 20 円を超える目安額となっており、引上げ率は昨年度と同じ 3.0%です。

◆改定は 10 月から

今後、各地方最低賃金審議会において上記の目安を参考にしつつ、それぞれの地域における賃金実態調査などを踏まえて、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定します（10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です）。

上記の目安額通りに最低賃金が決定されると、最低賃金が時給で決まるようになった平成14年以降、過去最高額となる引上げとなります。

法改正情報

◆年金受給資格期間が、25年から10年に短縮されました！（平成29年8月1日より）

これまで老齢年金を受け取るためには、資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月1日より、**資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。**

◎「資格期間」とは？

- ・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ・厚生年金保険や共済組合等の加入期間
- ・合算対象期間（カウ期間）

これらの期間を合計したもの



**10年（120月）以上で
年金受給可**

この改正により、資格期間が25年未満で年金を受け取れなかった人が、手続きを行うことで年金を受け取ることができるようになります。資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構より順次年金請求書（短縮用）が黄色い封筒で郵送されます。従業員の皆様で該当の方がおられましたら、「ねんきんダイヤル」で予約の上、手続きを行う必要がございますのでご周知をお願いいたします。

◎年金請求書送付時期

	送付時期（平成29年）	年金請求書が送付される方の生年月日
①	2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日
②	3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日
③	4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日
④	5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】
		昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】
⑤	6月下旬～7月下旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】
		大正15年4月1日以前

年金の額は、納付した期間に応じて決まりますので、40年間保険料を納付された方は満額支給されますが、10年間の納付では年金額は概ねその4分の1になります。今から保険料を納めて、年金額を増やすこともできます。また、資格期間が10年に満たない方は、最長70歳まで国民年金に任意加入することが可能です。詳細は日本年金機構のホームページをご参照ください。

◎日本年金機構ホームページ ～必要な資格期間が25年から10年に短縮されました～

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2017/20170801.html>